

令和8年2月10日

各自治区長 様

豊田市交通安全市民会議  
会 長 高 村 伸 一

## 「春の交通安全市民運動」の実施について（依頼）

日頃は、交通安全活動の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。  
さて、「春の交通安全市民運動」を下記のとおり実施しますので、各自治区においても運動の展開をお願いいたします。

### 記

- 1 期 間 令和8年4月6日（月）～15日（水）  
**市内一斉交通安全街頭活動の日：令和8年4月10日（金）**
- 2 周知の方法 自治区放送、回覧、ポスターの掲示（運動最終日まで）、実施要綱  
※別添の自治区放送広報文例、回覧用紙を御活用ください。
- 3 街頭活動 市内一斉交通安全街頭活動の日を定めます。ただし、地域の実情を踏まえ、実施の可否や実施可能な日時を決めていただければ結構です。可能な範囲で御協力をお願いします。
- 4 報告書 運動実施後は、活動の報告をお願いします。  
(1) 報告方法 別添の報告書（FAX 又は E メールにて提出）又はあいち電子申請・届出システム  
※別添の報告書様式は、豊田市交通安全市民会議のホームページからダウンロードできます。  
※あいち電子申請・届出システムの手順は別紙を御覧ください。  
(2) 提出期限 **令和8年4月22日（水）**  
(3) その他 ・活動を実施された場合のみの御提出でかまいません。  
・活動の様子が分かる写真がある場合は、提出に御協力ください。  
（Eメール、あいち電子申請・届出システム又は郵送にて提出）  
※事務局では、各季の運動後に「交通安全市民運動活動結果報告書」を作成しています。提出いただいた写真は、報告書のほか、各種活動紹介資料に使用する場合がございます。写真はそのまま使用させていただきますので、御了承ください。

#### 【連絡先】

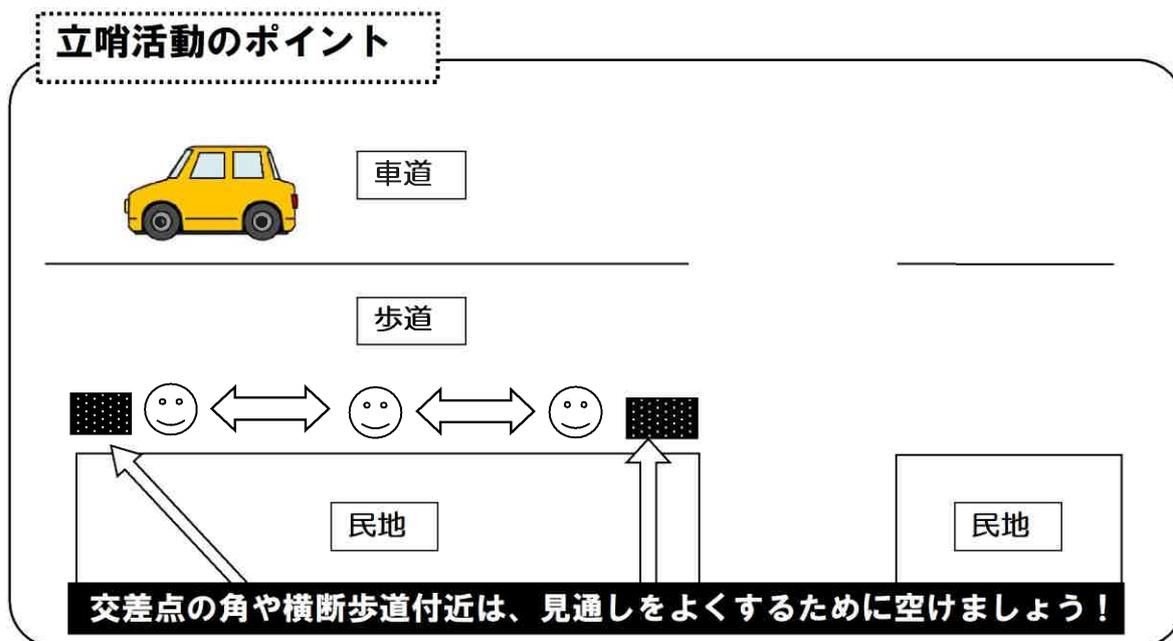
〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所 交通安全防犯課内  
豊田市交通安全市民会議事務局 担当 清水

電話：34-6633 FAX：32-3794 E-mail：signal@city.toyota.aichi.jp

# 「交通安全市民運動」の実施について

## 1 街頭活動の方法について

- (1) 歩行者・自転車の通行やドライバーの視界の妨げとならないよう、歩道の民地側等に  
一列に並びましょう。なお、住宅の出入口付近は避けましょう。
- (2) 横断旗等で歩行者を誘導する際には、通過車両を遮らないようにしましょう。
- (3) ドライバーの視界を遮らないよう、サインボードは縦に持ちましょう。



## 2 街頭活動用のタスキ・サインボードの配布について

タスキ50枚、サインボード20枚を上限として、年度内に2回まで配布しています。事務局（34-6633）まで御連絡ください。豊田市役所南庁舎4階又は各支所にてお渡しいたします。

## 3 街頭活動実施の判断について

参加者の安全確保が最優先ですので、地域で街頭活動実施の判断をお願いします。また、大雨警報や暴風警報が発表された場合や、荒天が予想される場合等は、中止としてください。

## 4 横断幕・のぼり旗の設置について

無人状態での横断幕やのぼり旗の設置は、天候によっては横断幕等が飛ばされる等の問題が生じ、交通事故の引き金になる可能性があるため、街頭活動時のみの設置にしてください。

## 自治区放送広報文例

下記の広報文例を参考に、自治区の放送設備を利用して、区民のみなさまへの交通安全の呼びかけをお願いします。放送の実施については、各自治区の実情に合わせて御判断ください。

また、放送を実施する時間は、午前7時以降を目安としていただくようお願いします。

### 自治区放送広報文例

おはようございます（こんにちは）。〇〇自治区からの連絡です。

4月6日から15日までは、春の交通安全市民運動期間です。

今回の運動の重点項目は、

- ◎ 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
  - ◎ 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
  - ◎ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- の3項目です。

新年度は、新たな生活をスタートする新入学児童を始め、学生や社会人等による不慣れな交通環境での交通事故の発生が懸念されます。ドライバーは、「横断歩道は歩行者優先」の思いやり運転を実践し、時間に余裕を持って外出しましょう。

一人一人が交通安全の意識を高め、交通事故の無い温かい自治区をつくりましょう。

※日時・場所の欄が足りない場合は、コピーしてお使いください。

回覧

区民のみなさまへ

\_\_\_\_\_  
自治区長

## 春の交通安全市民運動について

4月6月（月）から15日（水）までは、春の交通安全市民運動期間です。下記のとおり街頭活動を実施しますので、任意ではありますが、御参加くださいますようお願いいたします。

区民のみなさまにおかれましては、この期間に改めて交通安全を意識していただき、交通事故の無い明るい自治区を目指しましょう。

記

● 日時・場所①

月	日	( )		
_____				
時	分	～	時	分
_____				
_____				



豊田市交通安全市民会議  
マスコットキャラクター  
シグナルちゃん

● 日時・場所②

月	日	( )		
_____				
時	分	～	時	分
_____				
_____				

● お願い

- ・ タスキやサインボードをお持ちの方は、持参をお願いします。
- ・ 横断幕やのぼり旗は、街頭活動時のみ設置してください。
- ・ 街頭活動時は、歩行者や自転車の通行を妨げないよう、歩道の民地側に一列に並んでください。